

# 福祉医療費 助成制度 の申請を



## 保険診療の自己負担分が無料になります

右表に該当するかたは、申請をすると受給者証が交付されます。今まで申請をしていなかったかたは、社会福祉課へお問い合わせください。また、所得制限を超えているため該当しなかったかたでも、修正申告などにより平成12年度(11年中)の所得が少なくなったり、扶養人数が増えたときは、交付される場合があります。詳しくは社会福祉課にお問い合わせください。

診療を受ける際、この受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提出すると、保険診療の自己負担分が無料になります。

問い合わせ 社会福祉課 ☎(866)2093

対象者	該当要件 1	該当要件 2
<b>乳幼児</b> 小学校就学前までのお子さんが受けられます	0歳児～小学校就学前までのお子さん (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
	<b>0・1歳児</b>	全員に入院・通院の費用を助成します。所得確認があります
	<b>2歳以上</b>	入院は全員に助成。通院には所得制限があります。 所得制限を超え、受給者証をお持ちでないかたのお子さんが入院する際は申請が必要です
<b>下記の家庭の児童</b> 母子父子家庭 父母のない家庭 父または母が1～2級程度の身体障害者手帳を持っている家庭	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	社会保険本人は該当しません。 所得制限あり
<b>重度心身障害(児)者</b>	身体障害者手帳(1～3級)または療育手帳Aを持っているかた	社会保険本人のみ所得制限あり
<b>高齢身体障害者</b>	65歳以上で、身体障害者手帳(4～6級)を持っているかた	社会保険本人は該当しません。 所得制限あり

福祉医療費助成制度は、毎年8月1日から翌年7月31日までを1年度としています。平成12年度(平成12年8月1日～平成13年7月31日)の受給者証の交付申請にあたっては、平成12年度(平成11年中)の所得の確認が必要となります。

ここでいう「社会保険本人」とは、「市町村国民健康保険とその他の国民健康保険組合以外の健康保険に加入している被保険者」をさします。

# 健康について お悩みのかた こちらへどうぞ



## 市立病院

### 糖尿病教室

市立病院では糖尿病の患者さんを対象に、毎週火曜日の午後1時30分～3時、「糖尿病教室」を開いています。糖尿病とのつきあい方などについてとてもわかりやすく解説します。参加は無料です。なるべく事前に予約をしてください。

申し込み 市立秋田総合病院 ☎(823)4171



## 市保健所 健康相談

赤ちゃんから大人までの健康についての相談に応じています。直接会場へどうぞ。

相談日 / 毎週月から金曜日までの午前9時～午後3時(祝日は除きます)

ところ / 市保健センター内の健康相談室  
 問い合わせ 保健予防課 ☎(883)1174

## 心の健康相談

心の健康について医師による相談を行っています。ご家族の相談も受け付けます。事前に予約を。相談日 / 毎月第1・第3木曜日の午後2時～4時  
 ところ / 市保健所

保健婦による相談は随時行っています。  
 申し込み 健康管理課 ☎(883)1180

